

(案)

府消委第 号
平成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿

文部科学大臣 林 芳 正 殿

消費者委員会
委員長 高 巖

消費者教育の推進に関する法律第9条第7項の規定に基づく
「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更について

平成30年2月26日付け消教地第97号及び29文科生第744号をもって当委員会に意見を求めた「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更案については、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨回答する。

以上